

非塩素系カビ取り剤のガイドライン

1996年6月13日

家庭用カビ取り・防カビ剤等協議会

はじめに

当協議会が制定している自主基準は、「家庭用カビ取り剤(塩素系)の自主基準」が唯一であり、同自主基準の制定の主旨および背景は、塩素系特有の課題、すなわち誤使用による塩素ガス発生、薬剤の過剰吸入および身体への接触等を未然に防止し安全性を確保することにあった。

更に、安全性の向上を図るとともに安全対策を徹底するため、消費者・行政及び業界団体等の協議により、同自主基準の重要な部分が「家庭用品品質表示法」に組み入れられた。雑貨工業品品質表示規定の一部が改正され洗浄剤の項に「カビ取り洗浄剤」と明記され、塩素発生試験並びに特別表示規定が制定された。

しかし、近年市場には非塩素系の製剤組成をもつ「カビ取り剤」が上市されるようになり、製造物責任法の制定および導入時期にあたって、塩素系および非塩素系共に安全性の向上を図らねばならない環境にある。

特に、非塩素系の「カビ取り剤」に安全性、効能効果等に関する基準は何ら制定されておらず、製造物責任法の施行により、安全性の確保が一段と要望されていることを厳粛に受け止め、非塩素系「カビ取り剤」についても安全対策の一環としてガイドラインを策定することにした。

() 適用

一般家庭生活用に共される主として非塩素系の「カビ取り剤」とする。

尚、ここで規定する「カビ取り剤」には「家庭用品品質表示法」に基づく合成洗剤類及び洗浄剤類を含む。

() 製品基準：

1．家庭用品品質表示法に基づく表示：

1-1 「家庭用品品質表示法」を第一順位で遵守すること。

1-2 「特別注意事項の表示」の遵守。

「家庭用品品質表示法」で定められた塩素ガス発生試験方法、判定基準および表示基準を準用する。

注) 試験実施の必要性については製造責任において製剤特性を充分把握した上で予見の上判断すること。

2．自主基準

家庭用品品質表示法に定められた以外に洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会で

定められた「統一表示」及び、表示・取り扱い説明書適正化委員会作成の「家庭用洗剤・漂白剤等の警告表示のあり方について」(ガイドライン)の基準を満たし、さらに下記に定めた自主基準を遵守する。

2 - 1 安全性に関する自主表示基準

1) 塩素ガス発生に係わる表示については「家庭用品品質表示法」を遵守する。

2) 塩素ガス発生が既定値以下の場合であっても、単独使用を強く推奨し、他の製品との混合併用禁止を表わす統一絵表示あるいは自主表示をする。

3) 薬剤特性・分類の表示

「カビ取り剤」の特性及び製品タイプで、下記の分類に該当するものは、消費者に容易に判るように製剤又は化学特性に基づき分類表示を行なうこと。表示法及び表示箇所については、「家庭用品品質表示法」の規定に該当するものは同法を遵守すること。

タイプの分類

塩素系 ……塩素系化合物を主成分とする(酸化剤として)

(例: 次亜塩素酸系、塩素化イソシアヌール酸系等)

酸素系 ……過酸化物を主成分とする(酸化剤として)。

(例: 過酸化水素、過炭酸ソーダ等)

酸性タイプ ……鉱酸類を主成分とする。

(例: 塩酸、硫酸、スルファミン酸等)

有機酸系 ……有機酸類を主成分とする。

(例: 酢酸、乳酸、クエン酸、リンゴ酸等)

(注) 使用時反応型の製剤にあっても製剤の主成分により分類する。

4) 有害物質発生の確認

不測の有害物質発生とそれに伴う事故を未然に防止するため、製造物責任者は製剤特性に基づき、他の製剤、製品の混合・併用された時、有害物質の発生についても予見し確認試験を実施しておくこと。

(例: クロラミン、臭素ガス等)

有害物質の発生する製剤にあっては、上市の留保あるいは個別に規定を設ける等の適切な対策をとること。

(注: 有害物質の発生等については情報を提供すること)

2 - 2 内容物：

1) 安全性

成分：

当該製品に含有される成分の化学的及び生物的安全性については、原材料の MSDS 等の安全性データベース情報を活用し、十分に事前確認を行なうこと。

製品：

製品・製剤については、下記の安全性試験等を実施し、安全性を確認する。

- ・急性経口毒性試験
- ・皮膚刺激試験
- ・眼粘膜刺激試験
- ・吸入毒性試験

(スプレー式、製剤特性により自主的に判断すること)

2) 効能効果

試験方法は「家庭用カビ取り剤(塩素系)の自主基準」の付則に定められている試験方法を準用し、確認しておくこと。

2 - 3 容器

「家庭用カビ取り剤(塩素系)の自主基準」を準用する。

2 - 4 製造基準：

「家庭用カビ取り剤(塩素系)の自主基準」を準用する